平成２１年（フ）第３０７号
茨城県土浦市上高津865番地
債務者　菅澤真由美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２７１号
茨城県坂東市長谷1794番地
債務者　滝本　和幸
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２８２号
茨城県下妻市下妻乙877番地　杉浦住宅、前住所茨城県筑西市嘉家佐和1780番地３
債務者　須田　正男
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２８３号
茨城県下妻市下妻乙877番地　杉浦住宅、前住所茨城県筑西市嘉家佐和1780番地３
債務者　須田　早苗
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２９５号
茨城県筑西市門井1979番地15
債務者　石橋　美芳
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２９６号
茨城県古河市磯部1016番地４
債務者　影山　伸也
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２９９号
茨城県筑西市村田1752番地
債務者　齋藤美津代
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３０８号
茨城県下妻市下妻戊257番地１　クオリティハイツＡ102号
債務者　伊藤　修二
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３０９号
茨城県古河市茶屋新田435番地19
債務者　小沢　　博
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３１０号
茨城県古河市茶屋新田435番地19
債務者　小沢アイ子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３１１号
茨城県古河市下大野2667番地
債務者　大林　憲一
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３１２号
茨城県古河市下大野2667番地
債務者　大林貴美子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３２３号
茨城県古河市中田新田80番地１
債務者　近藤　陽一
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３２５号
茨城県古河市諸川1385番地12
債務者　小林　春洋
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３２７号
茨城県古河市大和田987番地14、前住所茨城県古河市上辺見1235番地６
債務者　糸井　　武
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３２８号
茨城県古河市大和田987番地14、前住所茨城県古河市上辺見1235番地６
債務者　糸井　礼子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３２９号
茨城県桜川市本木509番地２
債務者　石井　靖男
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３３０号
茨城県桜川市本木509番地２
債務者　石井　文子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部